

特集・外交史料館開館五〇周年 特別展示

「外交史料館五十年」について

外務省では、年に一〜二回程度、外交史料館別館展示室において、外務省周年事業や外交史上の重要事件・人物にちなんだ特別展示を開催している。

令和三（二〇二一）年は、昭和四六（一九七一）年に外交史料館が開設されてから五〇周年の節目の年にあたることから、外交史料館開館以前から現在に至るまでの外務省の公文書管理や公開に関する歴史と制度、外交史料館の歩みと活動について、所蔵史料を通して紹介する特別展示を開催した（開催期間…令和三年四月一五日〜令和三年七月九日。このうち、四月二六日〜六月二五日の期間は、緊急事態宣言発令に伴い臨時休館）。



展示構成は、五部構成とし、第一部は開館前史、第二部は外交史料館の開館と公開史料の充実、第三部は別館展示室の開館と吉田茂元総理関係資料の寄贈

とし、関連史料を展示することで、現在の外交史料館の活動の基礎が形成される過程を紹介した。続いて第四部では、国の重要文化財に指定された幕末条約書と「通信全覧」「続通信全覧」を展示し、外交史料館の所蔵史料が我が国の歴史上、重要な国民的財産であると認められたことを示した。そして第五部では、二一世紀に入ってから進展した公文書管理に関する各種法令の整備とそれに伴う外交史料館の活動の変化や、デジタル技術の進展に伴う、所蔵史料の公開方法の変容、利便性の向上等について紹介した。

本特別展示の展示史料解説は以下の通りである。また、主な展示史料の画像や解説が、外交史料館ホームページ内のコンテンツ「過去の特別展示・企画展示一覧」にも掲載されている。

○外交史料館HP「過去の特別展示・企画展示一覧」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/archive.html#sections3>

「外交史料館五十年」〈展示史料解説〉

はじめに

昭和四六(一九七二)年四月一日、我が国の外交記録の保存管理、公開、調査研究等を目的として、外務省外交史料館が開設されました。令和三(二〇二二)年は、外交史料館が開設されてから五〇周年の節目の年にあたります。本展示では、外交史料館開館以前から現在に至るまでの外務省の公文書管理や公開に関する歴史と制度、外交史料館の歩みと活動について、外交史料館が所蔵する史料を通してご紹介します。

本展示が、より多くの国民の皆様が日本外交や公文書管理に関心を寄せてくださるきっかけとなることを願っております。

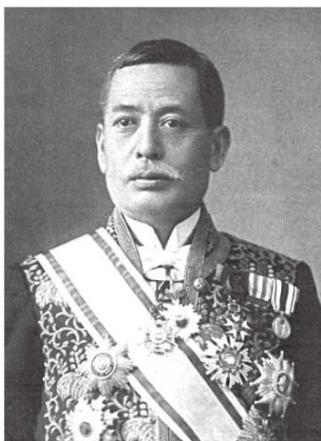
I 開館前史―外務省の記録保存と公開の原点―

§ 外務省における文書管理の始まり

外務省は明治二年七月八日(一八六九年八月一日)に創設されました。外務省は、幕府より引き継いだ各種の外交文書、及び明治維新以後に作成ないしは取得した外交文書整理の意義を早期に認め、明治三(一八七〇)年四月、編輯掛(へんしゅうがかり)を設置し、これらの文書について、後日の参照を容易にするための整理・編集にあた

らせました。これが現代に続く文書管理の始まりです。その後も外務省では組織や規則類の整備などを進めながら、省全体での記録の保存と整備が続けられました。

外務省が文書管理に力を注いだ理由として、外交活動の展開にあたり、過去の外交交渉や先例を参照することの重要性を意識していたことがあげられます。フランス大使や外務大臣などの要職を歴任した石井菊次郎(いしい・きくじろう)は、枢密顧問官時代の昭和八(一九三三)年、外交政策の調査・検討を行う「考査部」設置に関する枢密院審査の席上で「書類整備の完否は結局、外交の勝敗を決する」と文書管理の重要性に言及し、考査部に過去の史実の整理や研究の機能を与えるよう主張しています。これは外交における文書管理の重要性を、外務省の要職を務めた人物が認識していたことを示す端的な例と言えます。この「考査部」は石井の主張を取り入れた上で、同年一二月「調査部」として外務省に設けられることとなります。



石井菊次郎

§ 『大日本外交文書』の刊行

大きな惨禍をもたらした第一次世界大戦の終結後、国際社会では戦争の原因の一つとして、「秘密外交」への批判が広がりました。こうした批判を受けて、欧米各国は外交活動の積極的な公開を進めると共に、第一次世界大戦の開戦原因を明らかにすることを目的として、相次いで当時の外交過程を明らかにする外交史料集の刊行を進めました。

こうした状況は日本にも波及し、外務省も大正一一（一九二二）年に最初の『外務省公表集』を刊行し、同時代の外交政策の公表を開始しました。そして昭和八（一九三三）年に史料整備を所掌事務の一つとする調査部が新設されたことで、諸外国と同様に、専門職員を配置した外交史料の編纂事業も開始されます。昭和一一（一九三六）年六月には、慶応三年一〇月（一八六七年一月）から明治元年六月（一八六八年八月）までの時期の外交史料を収録した『大日本外交文書』第一巻第一冊が刊行されました。その実現には、外務省内だけでなく、東京帝国大学教授の神川彦松（かみかわ・ひこまつ）など、学界からの働きかけも影響したと言われています。

広田弘毅（ひろた・こうき）
外務大臣は同巻の序文で、的



『大日本外交文書』第一巻の刊行を伝える『東京朝日新聞』記事

確な歴史研究は正当な史料に基づくことが必要だが、外交の分野ではその公開が遅れていることを指摘し、開国以来の日本発展の経緯を明らかにする点で、「此ノ大日本外交文書ハ、我カ国史並ニ世界史ノ研究ニ対シ必スヤ重要ナル資料タルヘシ」とその意義を述べています。外務省は明治期に『続通信全覽』『外交志稿』など、幕末以前の時期を対象とする外交史料集の編纂を行っていましたが、明治維新以後を対象とする史料集の編纂は初めてであり、画期的な取組でした。このため、学界や言論界からは大きな反響があり、その内容についても高い評価を受けました。

『大日本外交文書』は昭和一一（一九三六）年以後、順調に刊行が進められましたが、一二冊が刊行された後の昭和一五（一九四〇）年、日中戦争の長期化に伴う外務省の業務見直しの影響により、刊行が中断されることとなります。

しかし、刊行の中断、戦局の悪化など、悪条件が重なっていった戦時中も細々と編纂業務は継続されました。そして、昭和二〇（一九四五）年の太平洋戦争の終結後、刊行事業が再開されることとなりました。事業の存在を知った連合国最高司令部（GHQ）政治問題顧問のケネス・コールドグロヴ（Kenneth Colegrove）は、「これは最もヴァリアブルな仕事である」



『日本外交文書』

と称賛したと言われます。そして、昭和二二（一九四七）年三月、「大」の字を除いた戦後最初の『日本外交文書』が刊行されました。

外交史料館の開館以来、『日本外交文書』の編纂事業は外交史料館が担当しています。令和三（二〇二一）年四月現在、その刊行点数は通算二三四冊となり、現在は戦後期の編纂が進められています。

〔展示史料一〕

昭和八（一九三三）年一月二七日

枢密院審査記録（外務省考査部設置問題）

考査部の設置検討にあたり、石井菊次郎元外相が「書類整備の完否は結局、外交の勝敗を決する」という趣旨を述べた経緯が記されています。

〔展示史料二〕

★口絵掲載

昭和一一（一九三六）年六月二二日発行

『大日本外交文書』第一巻第一冊

本の天は金箔を押しした金付け、背は革装の装丁となっています。当時定価八円で販売されました。

Ⅱ 外交史料館の開館と公開史料の充実

§ 外交史料館の開館

太平洋戦争の終結後、近代の日本外交の史実を知りたいという一般の関心は一層高まり、その研究も急速に発展していきました。その結果、学術研究の基礎史料として、外務省の保有する記録類への関心が高まっていきました。

やがて外交問題に通じた有識者や研究者などから、欧米諸国の例にならい、一般の記録閲覧が可能な史料館設立の要望の声が高まります。外務省はこうした要望を踏まえ、また所蔵する記録の管理効率化の点からも、幕末から太平洋戦争終結までの記録を収める新しい施設を設けることとし、「外交史料館」が開館されることとなりました。

建物の設計は併設された外務大臣のゲストハウスである飯倉公館と共に、建築家吉田五十八（よしだ・いそや）が手がけました。吉田のデザインの特徴は、日本独自の建築である数寄屋造を近代化した点にあり、外交史料館にもその特徴が見受けられます。閲覧室、展示室、講堂などを備えた外交史料館は昭和四六（一九七一）年四月一五日に開館しました。



開館当時の外交史料館

§ 公開史料の充実

外交史料館は開館時点で、幕末から太平洋戦争終結までの往復電報や各種文書を整理した文書ファイルである戦前期「外務省記録」（約四

万冊）、江戸幕府及び外務省が幕末の外交関係を整理した外交史料集「通信全覽（正・続）」（約二一〇〇巻）、戦前期の条約書（約六〇〇件）、国書・親書（約一一〇〇件）などを所蔵していました。その後も外交史料館の所蔵・公開する記録は拡大・充実していきました。

その大きな要因の第一は、戦後外交記録の公開でした。太平洋戦争の終結から三〇年を経た昭和五一（一九七六）年五月、外務省は保有している占領期の外交記録をマイクロフィルムの形で一般に公開しました。これは外務省が他の行政機関に先駆けて自主的に開始した取組で、日本国憲法の制定過程、各種占領改革を記録した史料の公開は、戦後史の貴重な記録として、大きな反響を呼びました。現行の「外交記録公開に関する規則」が制定されるまで、この方法での戦後外交記録の公開が三〇年余り続きました。

第二の要因は各種個人文書の公開でした。外務省は創設百年を記念し、その歴史をまとめた『外務省の百年』（上・下巻）を編纂・刊行する際、歴代外相の個人文書など、外交活動に関わる各種史料の収集を行いました。こうした史料は開館時、外交史料館に移管され、整理を経て一般に公開されることとなりました。初代外務卿沢宣嘉（さわ・のぶよし）、外務大臣榎本武揚（えのもと・たけあき）の文書などがこれにあたります。



「外務省記録」

その後も外交史料館は外務大臣や外交官に関する文書の寄贈・寄託を受け入れており、外交史料館の貴重な史料群となっています。

【展示史料三】

昭和四一（一九六六）年五月一日

外交史料館設立を求める有識者要望書

日本外交史の研究で知られる細谷千博（ほそや・ちひろ）一橋大学教授を代表とする研究者有志が外務省に提出した要望書です。外務省の記録について「これだけ集中的に近代日本の重要文書が保存されているのは、質量共に他にその例を見ない」として、記録を閲覧できる施設の設置を求めています。

【展示史料四】

昭和五一（一九七六）年頃

開館初期の外交史料館パンフレット

開館初期に作成された一般向けのパンフレットです。開館当初の外交史料館は本館一階に閲覧室、展示室が設けられていました。

【展示史料五】

昭和六（一九三一）年一月六日から一月二〇日

外務省記録（満州事変関係記録）

戦前期「外務省記録」は、外務本省と在外公館との往復電報・公信

など、外交活動に関する文書類を、外務省独自の分類方式で事項ごとに整理しファイリングしたもので、史料点数は約四万冊にのぼります。昭和四六(一九七二)年四月の外交史料館開館当初より公開されており、当館の所蔵史料の中核をなします。展示史料は、昭和六(一九三一)年九月の満州事変勃発から間もない時期に、国際連盟で行われた審議等を収録した記録ファイルで、当時の外交当局の対応ぶりが読み取れます。

【展示史料六】

昭和二二(一九四六)年二月一五日

ジーブウェイ・レター(憲法草案に対する白洲次郎からGHQ民政局長宛書簡)

日本国憲法の制定をめぐる協議の中で、終戦連絡中央事務局参与である白洲次郎(しらす・じろう)が、ホイットニー(Courtney Whitney)民政局長に送った書簡の控です。一直線に進む航空路(Airway)と曲がりくねった狭い道(Jeep way)が描かれています。この道筋のように米国側と日本側が選ぶ道は異なっていますが、両者の目指す目的は同一であることを、白洲は図によって伝えようとした。この記録は昭和五一(一九七六)年五月の第一回戦後外交記録公開で公開されました。

【展示史料七】

明治二四(一八九一)年八月二二日

条約改正に関する書簡(伊藤博文枢密院議長から榎本武揚外務大臣宛書簡)

明治二四(一八九一)年五月一日、来日中のロシアの皇太子(後の皇帝ニコライ二世)が斬りつけられる事件が起きました(大津事件)。当時、日本は条約改正に取り組んでおり、明治天皇は、事態を深く憂慮してロシア皇帝宛に親書を送りました。本書簡で、伊藤は、親書を送られた皇帝が満足の様子で大変良かった、条約改正は国家にとって非常に重要であり、榎本に会って意見を伝えたい旨を記しています。本書簡は『外務省の百年』編纂時に参考資料として収集されたものです。当館では外交史を伝えるものとして、外相や外交官の個人記録も収集・公開しています。

Ⅲ 別館展示室の開館と吉田茂元総理関係資料の寄贈

§ 別館展示室の開館

昭和六〇(一九八五)年、吉田茂(よしだ・しげる)記念事業財団は、吉田茂生誕一一〇周年記念事業の一環として、「吉田茂記念館」を外交史料館に隣接する飯倉公園敷地内に建設し、完成後、吉田茂元総理関係資料と共に外務省に寄贈したいとの申



別館展示室

し入れを行いました。これを受け、昭和六三（一九八八）年七月五日、「外交史料館別館（吉田茂記念資料特別展示場）」が開設されました。そして、従来、外交史料館本館内にあった史料展示室は、大幅に拡充され、別館展示室として生まれ変わりました。

§ 吉田茂元総理関係資料の寄贈

別館とあわせて寄贈された吉田茂元総理関係資料には、サンフランシスコ講和会議の関係史料（戦後第一号の公用旅券、平和条約受諾演説の原稿）など、外交史上重要なものが含まれています。

また、昭和天皇御下賜の鳩杖や歴代総理から吉田及び岳父牧野伸顕（まきの・のぶあき）宛の書簡を吉田自ら表装した衝立など、吉田愛蔵の遺品や自筆の書、書簡、写真、蔵書、視聴覚資料、胸像などがあります。

展示史料八

昭和二四（一九四九）年～昭和二七（一九五二）年

漫画集（清水崑画）

吉田茂は、風刺漫画の格好な題材として多く取り上げられました。中でも、『朝日新聞』で風刺漫画を連載していた清水崑（しみず・こん）は、吉田本人とも親交があり、「白足袋宰相」と称された吉田の姿をユーモラスに描いています。

吉田の死後、清水はこの原画を一〇冊に装本し、吉田家へ寄贈しま

した。その後、原画は吉田茂記念事業財団へ、さらに当館へと寄贈されました。平成元（一九八九）年には、この原画を元に『清水崑画・吉田茂諷刺漫画集』（吉田茂記念事業財団編）が刊行されています。

展示史料九 ★口絵掲載

昭和二六（一九五一）年

毎日新聞社編「講和条約記念アルバム」

サンフランシスコ講和会議関係の史料の中には、通信社・新聞社から吉田に贈られた記念アルバムが四冊あります。本史料は、その内、毎日新聞社によって製作されたアルバムです。

布調の表紙をめくると、吉田（首席全権）とその一行が羽田空港を出発する様子や現地での様子などが時系列にまとめられており、写真を通じて当時の日本全権委員団の動向が把握できます。

展示写真は、昭和二六（一九五一）年九月八日午前、サンフランシスコ平和条約に調印する吉田総理を記録した写真です。日本が国際社会に復帰した瞬間でした。後方左から署名を見守るのは、徳川宗敬（とくがわ・むねよし）参議院議員、星島二郎（ほししま・にろう）衆議院議員、苦米地義三（とまべち・ぎざう）衆議院議員、池田勇人（いけだ・はやと）大蔵大臣です。

展示史料一〇

昭和四三（一九六八）年製作

吉田茂記念メダル

吉田茂記念メダルは、吉田の没後一年にあたる昭和四三(一九六八)年に製作されました。メダルの原図は、自衛隊員や警察官の階級章・帽章や、多くの記念メダルのデザインを手がけた、デザイナーの高田正二郎(たかだ・しょうじろう)によってデザインされました。メダルは純銀製で、和服姿の吉田の肖像が彫刻されています。

IV 所蔵史料の重要文化財指定

§ 幕末条約書の重要文化財指定

平成九(一九九七)年六月三〇日には、外交史料館が所蔵する幕末の条約書が国の重要文化財に指定されました。指定された条約書は、「日米和親条約批准書交換証書」、「日米条約調印書」、「日米修好通商条約」、「日英修好通商条約」、「日仏修好通商条約」の五件です。

文化庁では、平成六(一九九四)年、「近代の文化遺産の保存と活用に関する調査研究協力者会議」を設置し、急速に失われていく近代の貴重な資料を守るために、文化財の指定対象資料の範囲を従来の「江戸時代まで」から「近代まで」に広げる方針としました。これを受け、近代の幕開けを示す、上記五件の条約書が、近代の歴史資料として初めて重要文化財に指定されました。これは、外交史料館が保管する史料が我が国の歴史上、貴重な国民的財産であると認められたことを示すものでした。

§ 「通信全覧」「続通信全覧」の重要文化財指定

平成二八(二〇一六)年八月一七日には、「通信全覧」「続通信全覧」が重要文化財に指定されました。

「通信全覧」は開国後の安政六年から万延元年(一八五九年から一八六〇年)の外交文書を徳川幕府が編集したもので、三二〇巻を数えます。「続通信全覧」は、「通信全覧」の後をうけて、文久元年から慶応四年(一八六一年から一八六八年)までの編年文書に、修好・貿易などの事項別部門を加えて明治時代に外務省が編集・分類したもので、点数は一七八四巻にのぼります。いずれも幕末の外交の様子を現代に伝える貴重な史料です。



「通信全覧」「続通信全覧」

展示史料一―一

★口絵掲載

安政二年一月五日(一八五五年二月二日)

日米和親条約(批准書交換証書)〈重要文化財〉

嘉永七年三月三日(一八五四年三月三日)、日米和親条約が調印されました。ペリーの下で艦隊指揮官を務めたアダムス参謀長(A. Adams)は、調印後、帰国し、米国側批准書を携え、再び下田を訪れ、批准書交換を求めました。

本史料は批准書交換にあたり、取り交わされた証書(批准書交換を

証明する文書)です。米国側はアダムス、日本側は町奉行井戸覚弘(いど・さとひろ)、下田奉行伊沢政義(いざわ・まさよし)、都築峯重(つづき・みねしげ)が署名しました。

批准書交換により、日米和親条約は正式に発効し、日本は米国と国交を結ぶと同時に、開国することとなりました。本史料はその歴史的事象を記録する日本外交史上極めて重要な史料です。

日米和親条約の調印書や批准書は、安政六(一八五九)年の江戸城火災で焼失してしまい、同条約締結に際して作成された文書で、日本側に現存するのは、本史料だけです。現在まで残された我が国の歴史を伝える貴重な史料を保存し、未来に引継いでいくことは、外交史料館の重要な責務の一つです。

展示史料一―一―二

安政五年七月一八日(一八五八年八月二六日)

日英修好通商条約(調印書、貿易章程)〈重要文化財〉

日本と英国との間で初めて結ばれた通商条約です。

安政五年六月一九日(一八五八年七月二九日)に日米修好通商条約が結ばれると、それを知ったほかの列強諸国は、次々と同様の条約の締結を日本に迫りました。そして、江戸において、外国奉行の水野忠徳(みずの・ただのり)、永井尚志(ながい・なおゆき)等とイギリス側全権エルギン(James Bruce, 8th Earl of Elgin and 12th Earl of Kincardine)の間で本条約が調印されました。

幕末期の条約書は、東京帝国大学に貸出中、関東大震災で罹災し、多くが焼失しました。本条約にもその痕跡が残っています。

展示史料一―二

★口絵掲載

慶応三(一八六七)年

パリ万博 博覧会場全図(「続通信全覧」〈重要文化財〉より)

慶応三(一八六七)年にパリで開催された万国博覧会に日本は初めて公式に参加・出品しました。本史料は、フランス側が外国奉行の川勝広道(かわかつ・ひろみち)に贈った博覧会場全図で、「続通信全覧」に収録されています。

展示史料一―三

慶応三年六月一六日(一八六七七年七月一七日)

薩摩藩が配布した勲章の図(「続通信全覧」〈重要文化財〉より)

パリ万博には、薩摩藩も参加しました。薩摩藩は、パリにおいて、幕府とは無関係の立場で出品したことを宣伝し、独自の勲章を作成して配布するなど、同藩が独立政府であることをアピールしました。

「通信全覧」、「続通信全覧」は、幕末における幕府と諸外国とのやりとりや、日本国内での幕府と諸藩の関係性等を現在に伝えています。

V 法令の整備とデジタル化の進展

§ 公文書管理法の施行と「外交記録公開に関する規則」の制定

外交史料館の開館後、日本政府は公文書に関する各種の法令整備を進めていきました。これにより、外交史料館もその法的な位置づけや活動が明確化されるようになりました。

特に大きな転機となったのが、平成二二(二〇〇九)年六月に成立、平成二三(二〇一一)年四月に施行された公文書等の管理に関する法律(公文書管理法)の制定でした。この法律に基づき、外交史料館は外務省の特定歴史公文書等の管理を行う施設として外務大臣の指定を受け、国立公文書館に類する機能と役割を担う外交の公文書館となりました。

また、外務省は平成二二(二〇一〇)年五月、「外交記録公開に関する規則」を制定し、作成・取得から三〇年が経過した行政文書は公開するという原則を明記しました。これにより、戦後外交記録の公開は大幅に進展し、沖縄返還や日中国交正常化など、戦後の重要な外交交渉の記録も公開されることとなりました。

§ デジタル化の進展

二一世紀に入り、外交史料館の史料・刊行物は様々な形でデジタル化が進められています。平成一三(二〇〇一)年一月、国の機関が所蔵する歴史資料をインターネットで公開するデジタルアーカイブ「アジア歴史資料センター(アジ歴)」が開設されました。外交史料館はこれまでに、戦前期の史料約三五、〇〇〇件の電子画像をアジ歴に

提供しており、現在は戦後の史料の画像提供を進めています。

また、平成二一(二〇〇九)年一月には『日本外交文書』の既刊が閲覧可能な「日本外交文書デジタルアーカイブ(現デジタルコレクション)」が公開されました。さらに平成三〇(二〇一八)年二月には所蔵史料検索システムが公開され、所蔵史料の目録や詳細情報がオンラインで全て確認できるようになりました。また、このシステム上では、明治・大正期の国書・親書の画像を閲覧することができます。

【展示史料一四】

昭和四二(一九六七)年二月一日

佐藤・ジョンソン会談記録

昭和四二(一九六七)年、米国を訪問した佐藤栄作(さとう・えいさく)総理は、ジョンソン(Lyndon B. Johnson)米大統領と会談を行いました。佐藤総理はベトナム戦争による極東情勢の緊迫化という米国側の認識に理解を示しつつも、「沖縄、小笠原についても target area がないと準備が困難である。具体的に何時といえないのは分るが、この二、三年のうちに戻せるかとの目途をつけられないか」と返還の必要を粘り強く訴えました。

会談後の共同声明には、日米両国は沖縄の施政権を日本に返還するとの方針の下、討議を踏まえ継続的な検討を行うという文言が明記され、昭和四四(一九六九)年の返還合意に繋がっていきます。

本史料は平成二三(二〇一一)年二月に公開されました。

展示史料一五

昭和六一（一九八六）年五月

チャールズ英国皇太子同妃両殿下訪日アルバム

日本の皇族の英国訪問が続いたことの返礼として訪日したチャールズ皇太子同妃両殿下は大阪、京都、東京など各地を訪問し、日本各地で熱烈な歓迎を受けました。

本アルバムは三〇年を経過した平成二九（二〇一七）年一二月に公開されました。ホームページから全ページを閲覧することができます。

展示史料一六

昭和二七（一九五二）年三月一九日調印

フィリピン国と占領下日本との間の貿易のための金融取極によって設定されたオープン勘定における権利及び利益の移譲及び引受に関する連合国最高司令官と日本政府及びフィリピン共和国政府間協定（調印書）

占領期にフィリピンとの間に結ばれた協定です。二国間条約の調印書は通常、当事者である二か国の全権の署名・押印がなされますが、本条約書では、日本、フィリピンの全権に加え、連合国最高司令官（SCAP）経済科学局長マーカット少将（W. F. Marquat）の署名、押印（シール）がなされています。

なお、戦前期に締結された条約書は、開館以降外交史料館で保存・

公開されましたが、平成三一（二〇一九）年からは、戦後に締結された条約書も順次、外交史料館に移管されるようになりました。本条約書も同年二月に移管されたものです。また、アジア歴史資料センターにも条約書の画像を提供しており、同センターで閲覧することができます。

【アジア歴史資料センター】 <https://www.jacar.go.jp/>

展示史料一七 ★口絵掲載

明治四三（一九一〇）年六月二二日

清国皇帝宣統帝（溥儀）より明治天皇宛国書

本史料は、映画「ラストエンペラー」でおなじみの清国皇帝の宣統帝（溥儀）から明治天皇に宛てて送られた国書で、駐日公使の解任を伝えたものです。全長二二cmに及ぶ本史料の表紙に刺繍されている龍は、送り主である清国皇帝を象徴しています。また、清朝は満州族の王朝であったため、文字は漢字と満州文字が使用されています。

外交史料館ホームページにある所蔵史料検索システムの画像閲覧機能を利用して、本史料も含めた世界各国の国書・親書の画像を公開しています。多種多様な文字、印章、文様等を画面を通して、より詳細にご覧いただくことができます。

【外務省外交史料館所蔵史料検索システム】

<https://www.damofa.go.jp/>

むすびにかえて

以上、外務省創設期から現在に至るまでの外務省の公文書管理への認識や制度、また外交史料館の歩みや活動をご紹介します。

外務省では、外交活動の展開にあたり、過去の外交交渉や先例を参照することが重要であり、それがひいては外交の勝敗を決するという認識がありました。そのため、明治初年から外交文書の整理、保存、編集にあたる職員が省内に配置されていました。

また、第一次世界大戦後、「秘密外交」への批判が広がるなかで、外交活動の積極的な公開と外交史料公開を始めた欧米諸国の動きを受け、外務省でも、『外務省公表集』や『大日本外交文書』の公刊事業が始まりました。

太平洋戦争終結後には、近代の日本外交の史実を知りたいという一般の関心がさらに高まり、昭和四六(一九七二)年、外交記録を保存・公開、研究する施設として外交史料館が設立されました。さらに、昭和五一(一九七六)年からは、戦後外交記録を公開するようになりました。これは、外務省が他の行政機関に先駆けて自主的に開始した取組で、占領期等の記録公開は大きな反響を呼びました。

その後、「公文書管理法及び「外交記録公開に関する規則」の成立により、外交史料館は外務省の公文書館として法的に位置づけられ、作成・取得から三〇年が経過した行政文書は公開するという原則も明確化されました。また、近年は、デジタル技術の進歩により、外交史料

館に来館しなくても、文書の検索や画像の閲覧が可能になり、史料利用の利便性は飛躍的に向上しました。

公文書管理法では、公文書を「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」と位置づけています。外務省は、これからも日本外交の歩みを示す歴史的に重要な文書を未来に引き継ぐべく、保存管理に努めるとともに、外交に対する国民の理解と信頼を得るために、外交文書の迅速な移管と公開に積極的に取り組んでまいります。

主要参考文献

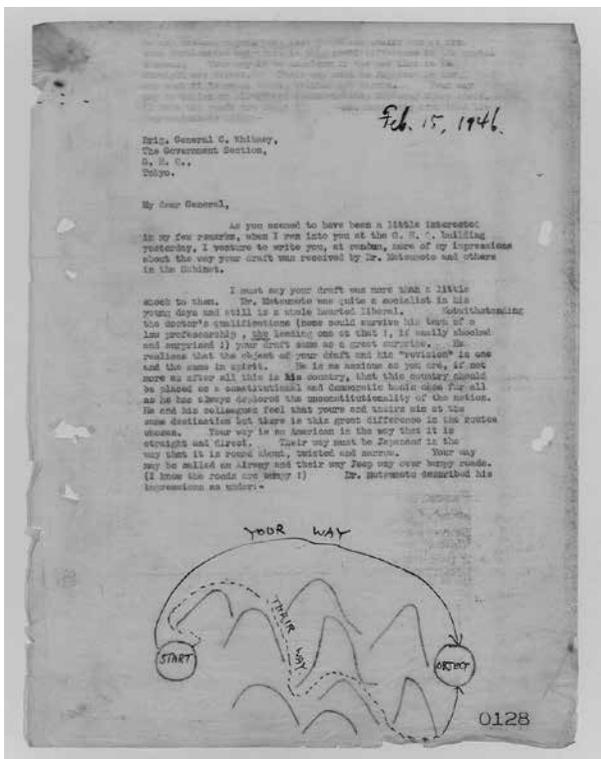
- 外務省編『外交青書』
- 外務省編『日本外交文書』
- 外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』上下巻(原書房、一九六九年)
- 外務省外交史料館、日本外交史辞典編纂委員会編『新版 日本外交史辞典』(山川出版社、一九九二年)
- 外務省外交史料館編『外交史料館報』
- 茨城県立歴史館編『平成二七年度特別展 外務省外交史料館・茨城県立歴史館共催 日本外交のあゆみ』(茨城県立歴史館、二〇一五年)
- 岩波書店編集部編『近代日本総合年表 第三版』(岩波書店、一九九一年)
- 砂川幸雄『建築家吉田五十八』(晶文社、一九九二年)
- 『伊藤公全集』(伊藤公全集刊行会、一九二七年)
- 吉田茂記念事業財団編『清水崑画・吉田茂諷刺漫画集』(原書房、一九八九年)
- 中島琢磨『沖繩返還と日米安保体制』(有斐閣、二〇一二年)
- 外務省ホームページ(<https://www.mofa.go.jp/index.html>)

展示史料一覧

	史料名	分類番号	史料群
1	枢密院審査記録（外務省考査部設置問題）	M.1.2.02-1	戦前期外務省記録
2	『大日本外交文書』第一巻第一冊	—	—
3	外交史料館設立を求める有識者要望書	N.1.3.02②	戦後外交記録
4	開館初期の外交史料館パンフレット	—	—
5	外務省記録（満州事変関係記録）	A.1.1.02-12-1②	戦前期外務省記録
6	ジープウェイ・レター（憲法草案に対する白洲次郎からGHQ民政局長宛書簡）	A.3.0.02-1	戦後外交記録
7	条約改正に関する書簡（伊藤博文枢密院議長から榎本武揚外務大臣宛書簡）	榎一巻一—	榎本武揚宛諸家書翰
8	漫画集（清水崑画）	—	吉田茂元総理関係資料
9	毎日新聞社編「講和条約記念アルバム」	—	吉田茂元総理関係資料
10	吉田茂記念メダル	—	吉田茂元総理関係資料
11-1	日米和親条約（批准書交換証書） ※重要文化財	U1	戦前期条約書
11-2	日英修好通商条約（調印書・貿易章程） ※重要文化財	B2	戦前期条約書
12	パリ万博 博覧会場全図 ※重要文化財	編年之部 408 附属別行	続通信全覧
13	薩摩藩が配布した勲章の図 ※重要文化財	類輯之部 修好門 256	続通信全覧
14	佐藤・ジョンソン会談記録	2011-0021 (DVD NO.H22-021)	戦後外交記録
15	チャールズ英国皇太子同妃両殿下訪日アルバム	2017-0637	戦後外交記録
16	フィリピン国と占領下日本との間の貿易のための金融取極によって設定されたオプション勘定における権利及び利益の移譲及び引受に関する連合国最高司令官と日本政府及びフィリピン共和国政府間協定（調印書）	無形-H000-000101	戦後期条約書
17	清国皇帝宣統帝（溥儀）より明治天皇宛国書	清国・中華民国 23	国書・親書

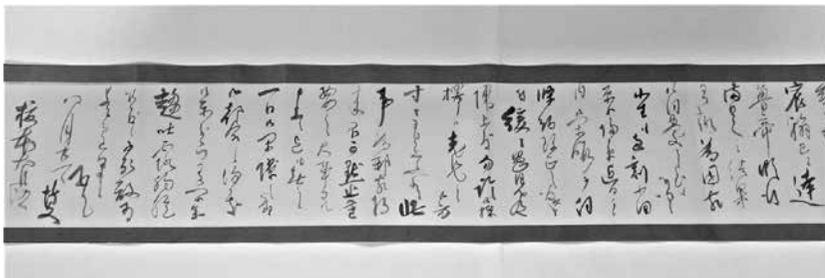
展示史料六

ジープウェイ・レター(憲法草案に対する白洲次郎からGHQ民政局長宛書簡)



展示史料七

条約改正に関する書簡(伊藤博文枢密院議長から榎本武揚外務大臣宛書簡)



展示史料一〇

吉田茂記念メダル



(裏)



(表)

展示史料一一二

日英修好通商条約（調印書、貿易章程）〈重要文化財〉



展示史料一五

チャールズ英国皇太子同妃両殿下訪日アルバム

昭和六一(一九八六)年五月一〇日、赤坂の迎賓館において行われた日本政府による歓迎行事の様子を記録した写真です。中曽根康弘(なかそね・やすひろ)総理が両殿下をお迎えしました。



展示史料一六

フィリピン国と占領下日本との間の貿易のための金融取極によって設定されたオープン勘定における権利及び利益の移譲及び引受に関する連合国最高司令官と日本政府及びフィリピン共和国政府間協定(調印書)

